

地方財政審議会付議（説明）案件

令和6年2月27日（火）

（案件名）

令和5年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 上田 恭平

（内23511）

令和5年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和5年度2月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

8,628億円(11月～1月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額)

- ・前年度2月期比 +376億円(+4.6%)
- ・本年度譲与累計額 21,744億円
(参考)前年度比 +85億円(+0.4%)

4 譲与日

令和6年2月29日(木)

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和4年度譲与実績	21,659億円
令和5年度地財計画	20,137億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号

令和6年2月29日

各都道府県知事 殿

総 務 大 臣

(公印省略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第31条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和6年2月29日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和5年度2月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	39,308,374
青森	9,314,207
岩手	9,107,682
宮城	17,319,503
秋田	7,218,995
山形	8,035,503
福島	13,792,066
茨城	21,570,486
栃木	14,544,390
群馬	14,589,261
埼玉	55,259,732
千葉	47,282,477
東京都	19,434,828
神奈川県	69,498,827
新潟	16,561,687
富山	7,785,619
石川	8,520,774
福井	5,769,639
山梨	6,093,993
長野	15,408,599
岐阜	14,887,440
静岡県	27,335,084
愛知県	56,746,790
三重	13,318,841
滋賀	10,635,563
京都	19,396,726
大阪	66,491,999
兵庫県	41,116,979
奈良	9,964,923
和歌山	6,941,235
鳥取	4,163,662
島根	5,049,343
岡山	14,207,976
広島	21,064,089
山口	10,097,235
徳島	5,413,738
香川	7,149,341
愛媛	10,042,929
高知	5,202,834
福岡	38,635,756
佐賀	6,105,037
長崎	9,873,465
熊本	13,078,437
大分	8,455,513
宮崎	8,047,157
鹿児島	11,949,545
沖縄	11,040,864
合計	862,829,143

(参考) 令和5年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：17,195億円

2月期譲与額（譲与制限後）：194億円（令和5年度累計 605億円）

2月期譲与制限額：766億円（令和5年度累計 1,816億円）

※ 譲与制限がない場合の2月期譲与額 194+766=約960億円
年間譲与額 605+1,816=約2,421億円

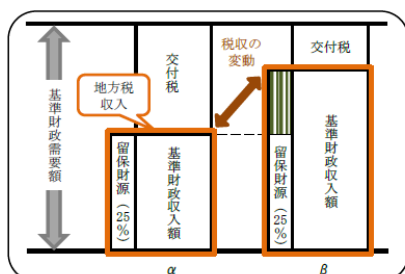
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>

